

## 森林環境譲与税の使途

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号）が平成31年4月1日に施行され、令和元年度から都道府県及び市区町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

### <使途について>

森林環境譲与税は法令で使途が定められており、市区町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

また、適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境税の使途については、公表しなければならないこととされています。

当市における森林環境譲与税の使途は以下のとおりです。

### 【歳入】

森林環境譲与税 5,660 千円

### 【歳出】

(単位:千円)

事業名称	決算額	財源内訳		
		当該年度の 森林環境譲与税	基金取崩額	その他
東村山市森林環境基金 積立金	5,600	5,600	0	0
合計	5,600	5,600	0	0

※歳入歳出差引残額の60千円については、翌年度に繰り越して東村山市森林環境基金へ積み立てます。